

議案第92号

福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市民センター内の駐車場について使用料の上限額を定める等の必要があるによる。

福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例

福岡市立市民センター条例（昭和52年福岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「者」の次に「(以下「許可利用者」という。)」を加える。

第7条及び第8条中「利用者」を「許可利用者」に改める。

第9条第1項中「センターの利用者」を「次の各号に掲げる者」に、「別表第2」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) ホール又は視聴覚室等の許可利用者 別表第2に定める額
- (2) 駐車場（教育委員会規則で定めるものに限る。）を利用する者 1台1回1時間までごとに、500円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

第11条中「使用料」を「ホール又は視聴覚室等に係る使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、駐車場に係る使用料を減免することができる。

第21条中「第11条（）」を「第11条第1項（）」に改め、「ある」との次に「、第11条第2項中「教育委員会は、特に」とあるのは「指定管理者は、教育委員会が特に」とを加える。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。